

保存版



南第一小学校 P T A 規約

第 1 章　名称及び事務所

第 1 条　この会は、南第一小学校 P T A という。

第 2 条　この会の事務所を南第一小学校におく。

第 2 章　目的及び活動

第 3 条　この会は、保護者と教師が協力して、学校・家庭及び社会における児童のすこやかな成長をはかることを目的とする。

第 4 条　この会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。

1. よい保護者、よい教師となるようつとめる。
2. 児童の健康、安全、福祉を増進する。
3. 児童の学校、社会における教育的環境をよくするようつとめる。
4. 会員相互の親睦を深めるようつとめる。

第 3 章　方 針

第 5 条　この会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育並びに福祉の増進のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、又、もっぱら當利を目的とする行為は行わない。
3. この会、又はこの会の役員の名で公私の候補者を推薦しない。
4. 学校の人事、その他管理に干渉しない。

第 4 章　会 員

第 6 条　この会の会員となることのできる者は、次の通りとする。

1. 南第一小学校に在学する児童の保護者、校長及び教職員

第 7 条　この会の会員は、会費を納めるものとする。会費は運営細則に定める。

但し、特別の事情がある者は、免除又は減額することができる。

第 8 条　会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第 9 条　この会の会員は、町田市公立小学校 P T A 連絡協議会（小 P 連）の会員となる。

第 5 章　会 計

第 10 条　この会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入によってこれにあたる。

第 11 条　この会の経理は、総会において議決された予算にもとづいて行われる。

第 12 条　この会の決算は、会計監査を経て総会に提出され、承認を得なければならない。

第 13 条　この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 6 章 支部

- 第 14 条 この会の会員は、児童の居住地によって支部に所属する。
第 15 条 支部の構成については運営細則による。

第 7 章 専門部委員

- 第 16 条 専門部委員は会員全体から選出し、健康推進部委員・文化部委員・広報部委員及び校外部委員をもって構成される。
第 17 条 専門部委員の任務は、教職員と保護者の意思の疎通をはかり、親睦を深めることとする。
第 18 条 専門部委員の選出方法については運営細則による。

第 8 章 校外部委員

- 第 19 条 校外部委員は支部ごとに若干名選出される。
第 20 条 校外部委員の任務は、児童の校外生活の向上と地域環境の改善をはかることとする。
第 21 条 校外部委員の選出方法については運営細則による。

第 9 章 特別委員会

- 第 22 条 特別に活動する事情が生じた場合、運営委員会の決議により、特別委員会を設置することができる。特別委員会の名称については、運営委員会の決議により決定する。
第 23 条 特別委員の任務は、関係機関と協力しながら、その設置目的を遂行する。
第 24 条 特別委員の選出方法は、運営委員会の決議により決定する。

第 10 章 役員・会計監査役

- 第 25 条 この会の役員は次の通りとする。
1. 会長 1名 (P)
2. 副会長 5名 (P 3～P 4名、T 1名)
3. 会計 3名 (P 2名、T 1名)
4. 書記 5名 (P 4名、T 1名)
(P は保護者・T は教職員を指す)
但し、次年度の事情によっては、運営委員会の決議により、
次年度のみの担当役員を増員できる。
副会長は最大5名 (P) まで増員できる。
第 26 条 この会の会計監査役は次の通りとする。
会計監査役 3名 (P 2名、T 1名)

- 第 27 条 役員及び会計監査役の任務は次の通りとする。
1. 会長 この会を代表し総会・委員総会・運営委員会及び役員会を招集し、会務を処理する。
 2. 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
 3. 会計 この会の会計事務及び庶務を処理する。
 4. 書記 議事を記録し、会員に報告する。
 5. 会計監査役 この会の会計を監査し、定期総会にこれを報告する。
- 第 28 条 役員及び会計監査役の選出は次の通り行う。
1. 役員及び会計監査役は総会において選出し承認を必要とする。
 2. 選出方法については運営細則による。
 3. 教職員の役員及び会計監査役の選出は教職員に一任する。
- 第 29 条 役員は他の役員・会計監査役及び委員を兼ねることはできない。
- 第 30 条 役員の任期は特に定めない。
- 第 31 条 会計監査役の任期は 1 年とする。
- 第 32 条 教職員の役員及び会計監査役の任期は特に定めない。

第 1 1 章 機 関

第 33 条 この会の機関として、総会・委員総会・運営委員会・役員会及び専門部会をおく。

第 1 節 総 会

- 第 34 条 総会はこの会最高の議決機関であり全会員をもって構成される。
- 第 35 条 総会は予算・決算の審議決定、役員及び会計監査役の承認、規約の改正、その他この会の目的達成の為に必要な事項を審議決定する。
- 第 36 条 総会は、年 1 回年度初めに開くが、会長が認めたとき、又は会員の五分の一以上の申し出があった時は、臨時に開くことができる。
- 第 37 条 総会の定足数は、委任状を含めて会員の五分の一以上とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第 38 条 総会の開催日時・場所及び議案は、開催日の 1 週間前までに全会員に通知する。

第 2 節 委 員 総 会

- 第 39 条 委員総会は総会に次ぐ議決機関であり、役員・委員及び会計監査役をもって構成される。
- 第 40 条 委員総会は運営細則の制定改廃のみ審議決定する。
- 第 41 条 委員総会は会長が必要と認めたとき、又はその構成員の六分の一以上の申し出があったときは開くことができる。
- 第 42 条 委員総会の定足数は、その構成員の六分の一以上とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第3節 運 営 委 員 会

- 第43条 運営委員会は、規約・運営細則の制定改廃を除いた事項を決定する議決機関であり、役員及び専門部部長・副部長、規約第9章の特別委員会の設置年度に限り、特別委員会委員長・副委員長をもって構成される。
- 第44条 運営委員会は、この会を運営するために会務を執行する。
- 第45条 運営委員会は、必要のあるごとに会長がこれを招集する。
- 第46条 運営委員会の定足数は、役員及び専門部部長・副部長と規約第9章の特別委員会の設置年度に限り、特別委員会委員長・副委員長の三分の二以上とし決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第4節 役 員 会

- 第47条 役員会は、会長、副会長、会計及び書記をもって構成される。
- 第48条 役員会は、運営委員会などに提出する議案作成にあたる。
- 第49条 役員会は、必要あるごとに会長がこれを招集する。

第5節 専 門 部 会

- 第50条 専門部会は、健康推進部・文化部・広報部及び校外部の4部門とし、各部会において活動する。
- 第51条 専門部会の活動については運営細則による。

第6節 学 校 長

- 第52条 校長は、全ての会議に出席して意見を述べることができる。

第12章 改 正

- 第1条 この規約の改正は、総会において三分の二以上の同意を必要とする。
- 第2条 この会の運営について必要な事項は運営細則で定めることができる。
運営細則は委員総会において審議決定する。

附則

- この規約は、平成3年1月17日に改正し同日施行する。
- この規約は、平成12年4月24日に一部改正し同日施行する。
- この規約は、平成13年4月25日に一部改正し同日施行する。
- この規約は、平成22年4月28日に一部改正し同日施行する。
- この規約は、平成25年4月24日に一部改正し同日施行する。
- この規約は、令和2年12月17日に一部改正し同日施行する。
- この規約は、令和3年4月28日に一部改正し同日施行する。
- この規約は、令和4年4月28日に一部改正し同日施行する。
- この規約は、令和8年4月1日に一部改正し同日施行する。

南第一小学校 P T A 運営細則

この会の運営は、役員・委員・会計監査役による企画ならびに一般会員による補佐をもって運営される。

第 1 章 役員・委員・会計監査役選出

- 第 1 条 この会の役員・委員及び会計監査役の選出は、この細則により行う。
1. 役員・運営委員・専門部委員の対象者は、保護者（父母、祖父母、養育者）の方。
 2. 専門部委員は児童 1 人につき 1 回以上。
- 第 2 条 専門部委員の選出は、次の通り行う。また選出に際し、第 8 条を適用する。

【健康推進部委員】

1. 会員による立候補で選出する。
2. 健康推進部委員の中より部長 1 名、副部長 2 名を選出する。

【文化部委員】

1. 会員による立候補で選出する。
2. 文化部委員の中より部長・副部長各 1 名を選出する。
ただし副部長は必要に応じて 2 名まで選出できる。

【広報部委員】

1. 会員による立候補で選出する。
2. 広報部委員の中より部長・副部長各 1 名を選出する。

- 第 3 条 校外部委員の選出は、次の通り行う。

1. 在学児童（6 年生は除く）のいる各支部より選出された若干名が校外部委員となる。
2. 校外部委員の中より部長 1 名・副部長 2 名を選出する。
3. 部長・副部長は校外部委員を兼任できるが、その選択は選出した支部に任せることとする。

- 第 4 条 特別委員の選出は、次の通り行う。

1. 会員のうち選抜された若干名が特別委員となる。
2. 特別委員会（実行委員会）は運営委員に属す。
3. 役員及び運営委員、また専門部委員選出に際し、第 8 条が適用される。

なお、兄弟がいる場合の対象児童の選択については保護者の判断に任せることとする。

- 第 5 条 教職員の委員の選出は、教職員に一任する。

- 第 6 条 役員及び会計監査役の選出は、次の通り行う。また選出に際し、第 8 条を適用する。

1. 役員選出は、現役員及び現専門部委員がその任にあたるものとする。
2. 現役員は、会員より役員候補者を自・他薦により募る。
3. 現役員は、自・他薦された役員候補対象者を招集し話し合いで次の役員候補者を選出する。
 - (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長 3 ~ 4 名
 - (3) 会計 2 名
 - (4) 書記 4 名

但し、全役員候補者が決定した上で、役員候補対象者が希望すれば、副会長を最大5名まで増員できる。

- 4、役員候補者が自他薦で決定に至らない場合は、現役員が全体から役員候補対象者を選出する。
- 5、会計監査役は、現役員及び現専門部部長・副部長の中より2名選出する。
- 6、現役員は、役員及び会計監査役候補者氏名を全員に書面にて通知する。
- 7、役員及び会計監査役候補者は、総会において承認を受ける。

第7条 委員、専門部部長・副部長、役員及び会計監査役に欠員を生じた場合は、次の通り補充する。
但し、補充された者の任期は前任者の残存期間とする。

- 1、専門部部長・副部長及び委員に欠員を生じた場合は、欠員者の選出母体から補充する。
- 2、会長に欠員を生じた場合には、運営委員会の承認により副会長のうち1名を補充する。
- 3、会長以外の役員及び会計監査役に欠員を生じた場合は、役員会において推薦し、運営委員会の承認を得る。

第8条 役員及び専門部委員選出は、以下に基づき行う。

- 1、以下の会員は、役員及び運営委員を希望により免除とする。
 - (1) 役員経験者
 - (2) 運営委員経験者
 - (3) 特別委員会(実行委員本部)経験者
 - (4) 免除対象者の申請をして認められた者
- 2、専門部委員選出対象者は第1条の2を満たさない会員とし、主に以下の会員は、専門部委員を希望により免除とする。
 - (1) 役員経験者
 - (2) 運営委員を複数回経験している者
 - (3) 特別委員会(実行委員本部)経験者
- 3、以下の会員は、専門部委員選出に際し対象者が必要人数に満たない場合のみ、選出対象とする。
 - (1) 運営委員を1回経験した者
 - (2) 専門部委員経験者
- 4、この細則により、役員及び専門部委員選出対象者が必要人数に満たない場合、会長が選出方法を決議する。

第2章 専門部会

第9条 この会の専門部会の活動についてはこの細則により行う。

第10条 健康推進部会の活動は次の通りとする。

- 1、児童の生活や学習の充実のため、学校と家庭の共通理解をはかること。
- 2、情報を交換しあい連絡を密にすること。

第11条 文化部会の活動は次の通りとする。

会員の文化、教養、福祉及び会員相互の理解と親睦の向上に関すること。

第12条 広報部会の活動は次の通りとする。

「白南天」の発行及び会員への広報活動に関すること。

第13条 校外部会の活動は次の通りとする。

- 1、児童の校外生活の指導及び社会生活の充実向上に関すること。
- 2、安全指導、その他の危険防止に関すること。

第3章 支 部

第14条 この会の支部の構成は、この細則による。

第15条 支部は次の通りとする。西田一、西田二（西田団地）、親和会（南会）、さつき会、町谷一、町谷二、パークタウン、すずかけ台ハイタウン、原、南町田ハイタウン

第4章 慶弔

第16条 慶弔の基準は次の通りとする。

1、児童及び会員（保護者、教職員）死亡の場合は、弔慰金5000円とする。

2、災害等、その他必要事項が発生したときは、その都度協議する。

但し、緊急の場合には会長の決議による。

第5章 会 費

第17条 規約第4章第7条に定める会費については、一世帯 年会費2000円とする。

第18条 この会は、会員以外の者が会費を支払った場合は、これを寄付金として取り扱う。

附則

1. この細則は、平成10年 3月12日に 改正され、同日施行する。
2. この細則は、平成11年 3月 9日に一部改正され、同日施行する。
3. この細則は、平成12年 4月24日に一部改正され、同日施行する。
4. この細則は、平成17年 4月28日に一部改正され、同日施行する。
5. この細則は、平成22年 4月28日に一部改正され、同日施行する。
6. この細則は、平成25年 4月24日に一部改正され、同日施行する。
7. この細則は、平成26年 4月23日に一部改正され、同日施行する。
8. この細則は、平成27年11月 6日に一部改正され、同日施行する。
9. この細則は、平成29年 3月13日に一部改正され、同日施行する。
10. この細則は、令和 2年12月17日に一部改正され、同日施行する。
11. この細則は、令和 3年 4月28日に一部改正され、同日施行する。
12. この細則は、令和 4年 4月28日に一部改正され、同日施行する。
13. この細則は、令和 5年 4月28日に一部改正され、同日施行する。
14. この細則は、令和 8年 4月 1日に一部改正され、同日施行する。

南第一小学校PTAのしくみ

